

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	騒音発生施設の騒音の防止の方法等の改善命令	
根 拠 法 令	徳島県生活環境保全条例	
根 拠 条 項	第33条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 条例第30条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は条例第33条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。</p> <p>2 処分の内容 当該騒音発生施設設置者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	条例第30条、第33条第1項 (罰則) 条例第146条 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)